

65歳以上の  
公的年金受給者で、  
市県民税を納税されている方  
にお知らせです。



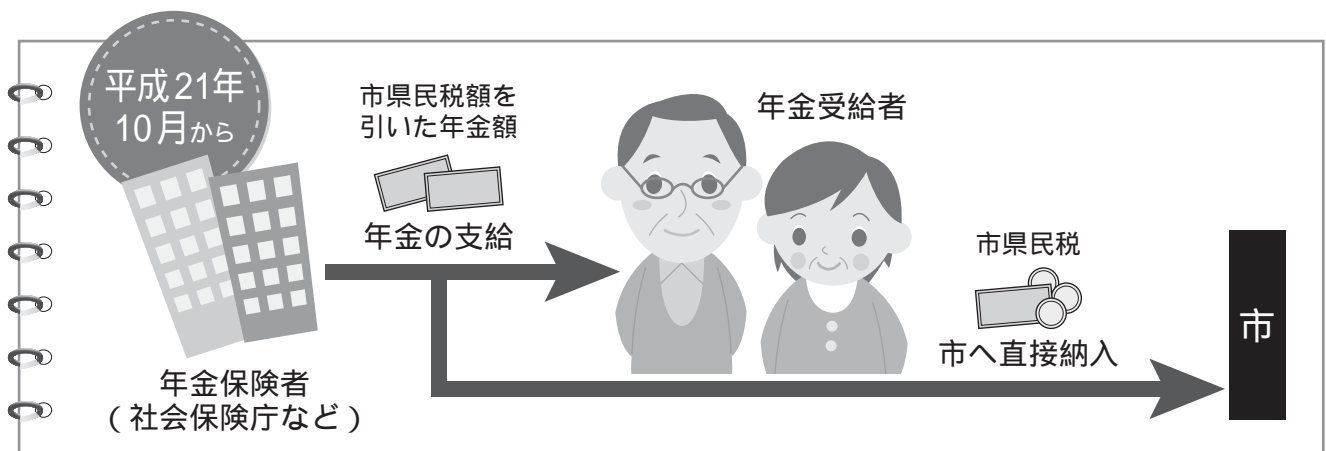
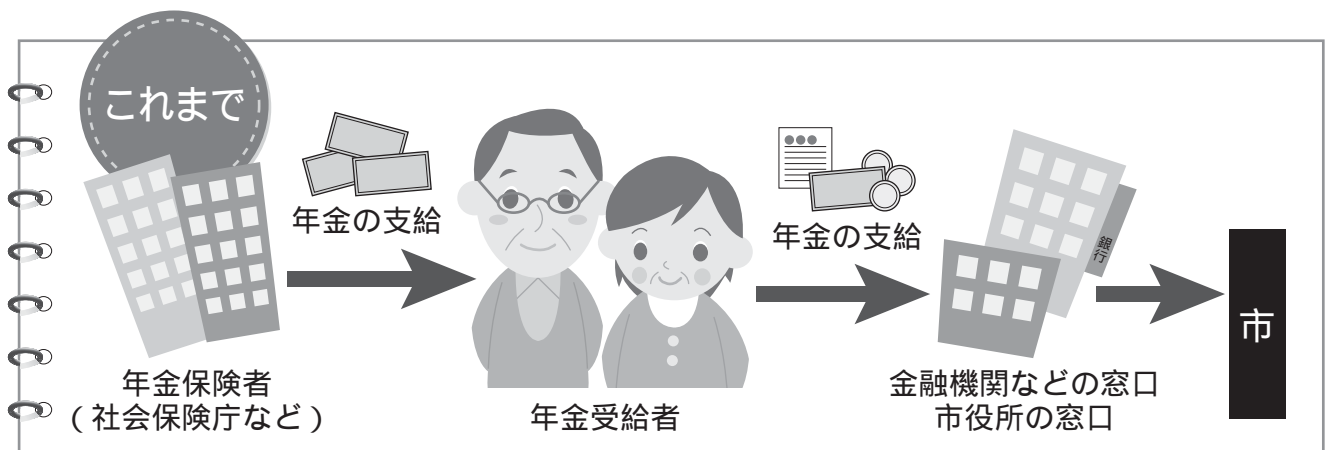
平成21年10月より

# 市県民税の年金からの 引き落としが始まります

《特別徴収制度》

＜特別徴収制度＞とは、年金保険者が市県民税を年金から引き落として市へ直接納入することです。

現在、年金を受給されており市県民税を納税する義務のある方には、年4回、市役所や金融機関などに出向き、市県民税を納めていただいています。この制度の導入により、年金を支給する年金保険者が市県民税を年金から引き落とし、市へ直接納入することとなるため、納税の手間が省かれるとともに、市の事務の効率化が図られるものと見込まれます。



新たな税負担が生じるものではありません。

市県民税の年金からの引き落とし(特別徴収制度)の導入は、納税方法を変更するものであり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。